

別添

実践研修が実務経験6月以上で受講可能となる例外の取扱い(旭川市所管)

※「個別支援計画作成の業務」となる要件は厚労省QA参照。

実務経験(OJT)

うち、個別支援計画作成の業務が6月以上(少なくとも10回以上)※

実践研修
受講日

実務経験
(相談支援
業務または直接支
援業務)
資格等に
応じ3~8年

サービス管理責
任者等基礎研修



相談支援従事者
研修
(サビ管等向け)

実践研修
申込

2人目サビ管また
はみなしサビ管と
して配置

相談支援業務・直接支援業
務に従事しながら個別支援
計画の作成業務を実施

サビ管等基礎研
修受講前までに

10日以内に
変更届

OJT 6月以上の見込み

届出書

届出書受付可能期間

●届出書の提出はOJT開始時から実践研修受講開始前まで可能ですが、急な退職等により事業所で6月を果たせなかった場合は届出が無効となります。また研修実施機関により届出の確認方法が異なることも予想されます。届出時期は慎重にご判断ください。

●届出書には、以下の書類を添付してください。(変更届で提出済の場合は不要)

- 基礎研修等の修了書(基礎・相談) 基礎研修までの実務経験証明書
- 雇用証明書(相談支援業務または直接支援業務を当該事業所で実施している内容)